別記様式2（第6条関係）

自主防災組織等資器材整備計画書

|  |  |
| --- | --- |
| 申請組織名称 |  |
| 構成世帯数 | 世帯 |
| 補助対象区分 | 初期　・　更新 |
| 実施期間 | 自 令和 年度から至 令和 年度まで |
| 実施場所 |  |
| 計画内容 | 別紙見積書のとおり |
| 補助要望額 |  |
| 添付資料 |  |

注 1　実施期間は、初期補助は3年以内、更新補助は単年となります。

2　複数年の計画を策定しての初期補助を申請する場合、初期補助内訳を作成してください。

　 3　消耗品、送料、手数料、工事費等は補助対象外となります。

　 4　見積書は、品番又は型番の明記があるものとしてください。(一式表示は原則不可)

5　補助上限額が構成世帯数に応じて定められています。

6　補助要望額は、見積額(消費税込み)の75％以内となります。(百円未満端数切り捨て)

　　　ただし、見積額が、別表に規定する補助対象事業限度額を超えた場合の補助要望額は、別表の補助上限額となります。

　 7　補助金の交付決定後、事業にかかる金額や実施する内容の計画変更をする場合は、事業実施前に変更申請をしてください。

初期補助内訳

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 実施年度 | 事業費 | 補助要望額 |
| 計画1年目 | 令和　　年度 |  |  |
| 計画2年目 | 令和　　年度 |  |  |
| 計画3年目 | 令和　　年度 |  |  |
| 合計 | |  |  |

注 1　1年目以降は、再度見積を徴収していただきます。

2　価格が上昇した場合であっても別表に規定する補助上限額の範囲内となります。

　 3　補助要望額は、各年度、百円未満端数切り捨ての処理をすることから、資器材整備計画書に記入した補助要望額と差異が生じる場合があります。